

令和 5 年

郡山市教育委員会

11月定例会議事録

令和5年 郡山市教育委員会 11月定例会議事録

日 時 令和5年11月16日(木)午後3時00分

場 所 郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎5階)

出席委員 教育長 小野 義 明 教育長 阿部 亜 巳
職務代理者

委 員 今 泉 玲 子 委 員 藤 田 浩 志

委 員 田 中 里 香 委 員 見 越 大 樹

出席者 教育総務部長 寄 金 孝 一
学校教育部長 嶋 忠 夫
教育総務部次長兼総務課長 渡 部 洋 之
教育総務部次長兼生涯学習課長 宗 形 直 美
学校教育部次長 ((併)こども部次長) 佐 藤 香
こども部次長 ((併)学校教育部次長) 伊 藤 克 也
中央公民館長 渡 邊 信 幸
中央図書館長 莊 原 文 彰
美術館館長 菅 野 洋 人
学校管理課長 二 瓶 元 嘉
学校教育推進課長 日 下 明 彦
教育研修センター所長 中 目 雅 彦
総合教育支援センター所長 新 田 泰 尋
文化スポーツ部次長兼文化振興課長 穴 戸 秀 明
こども部次長兼こども政策課長 伊 藤 恵 美
教育総務部総務課長補佐 植 村 健
学校教育部学校管理課長補佐 阿 部 義 登
教育総務部総務課総務管理係長 安 彦 直 人

書 記 鈴 木 基 裕

会 議 次 第

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長の報告

4 議 事

議案第 33 号 郡山市いじめ問題調査委員会臨時委員の委嘱について

議案第 34 号 令和 5 年度 12 月補正予算について

議案第 35 号 郡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 36 号 郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部
を改正する条例について

議案第 37 号 郡山市青少年会館等の指定管理者の指定について

議案第 38 号 郡山市文化財保護審議会への諮問について

5 そ の 他

6 各課報告

7 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会令和 5 年11月定例会を開会いたします。
本日は、欠席委員がございませんので、本定例会は成立いたします。
なお、本日は、傍聴人はおられません。
はじめに、令和 5 年10月定例会の議事録の承認についてですが、何か御意見等はございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
令和 5 年10月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、そのように決しました。
次に、教育長報告として、私から報告させていただきます。
今回は、3件報告させていただきます。
はじめに資料 1 を御覧ください。資料 1 につきましては、令和 5 年 10 月

26日に開催されました令和5年度域内市町村教育委員会教育長会議の内容でございます。県中教育事務所の各係から事業の進捗状況と今後の取組みについて説明がありました。

次に資料2を御覧ください。資料2につきましては、令和5年11月8日に開催しました令和5年度第3回郡山市立学校長会議で説明した内容でございます。今回は、「学びの変革」の推進、不登校問題への対応、いじめ防止対策の徹底、教職員の働き方改革の推進についての4項目について話をしたところです。内容については後ほど資料を御確認ください。

次に資料3を御覧ください。資料3につきましては、令和5年11月9日に東京都で開催されました全国都市教育長協議会令和5年度第4回常任理事会・理事会の内容でございます。この会議の中で文部科学省から4項目について行政説明がありました。国の行政説明を踏まえ、本市の教育行政に反映させていきたいと考えております。私からの報告は以上となります。

教 育 長

続きまして、「4 議事」と「5 その他」について、一括して議題といたします。本定例会には、議事として、議案第33号「郡山市いじめ問題調査委員会臨時委員の委嘱について」、議案第34号「令和5年度12月補正予算について」、議案第35号「郡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」、議案第36号「郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について」、議案第37号「郡山市青少年会館等の指定管理者の指定について」、議案第38号「郡山市文化財保護審議会への諮問について」以上、6件が提出されております。

また、その他として、(1)「和解及び損害賠償の額を定めることについて」、(2)「郡山市立中学校給食センター再整備事業について」以上、2件が提出されております。

議事の「議案第33号」につきましては、人事案件であり、「議案第34号」から「議案第37号」まで、及びその他の(1)につきましては、郡山市議会12月定例会に提出する案件であり、その他の(2)につきましては、今後の方針決定に係る案件であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開にすべき案件と考えられます。委員の皆様にお諮りいたします。議事の「議案第33号」から「議案第37号」までの案件の審議、並びに、その他の(1)及び(2)について、非公開とすることに対し、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

出席者の3分の2以上の賛成でありますので、議事の「議案第33号」から「議案第37号」までの案件の審議、並びに、その他の（1）及び（2）については、非公開とすることに決しました。つきましては、非公開の案件については、後ほど「6 各課報告」終了後に審議することにしたいと思います。が、よろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議なしと認め、はじめに、議案第38号「郡山市文化財保護審議会への諮問について」、事務局の説明を求めます。

文化振興課長 議案第38号「郡山市文化財保護審議会への諮問について」御説明いたします。令和5年3月31日付けで郡山市文化財指定等申請書の提出がありました。田村神社 扁額二面、田村神社奉納御神刀の2点について、有識者による現地調査を行った結果、郡山市指定文化財候補として、貴重なものであることが確認できたことから、郡山市文化財保護条例第4条第3項の規定に基づき郡山市文化財保護審議会へ諮問を行うものであります。この指定文化財候補の概要につきましては、議事の概要6ページに記載しております。1点目の田村神社 扁額二面については、江戸時代の書家であった佐文山が揮毫した扁額で田村神社の本殿と仁王門に掲げられているものです。いずれも貴重な書籍で、他自治体でも文化財に指定されている例が数多くございます。2点目は、田村神社奉納御神刀で、仙台藩五代藩主伊達吉村が享保3年に田村神社に奉納した記録が残る太刀で、仙台藩の御刀鍛冶の刀工による優れた作品であります。いずれも貴重なものであり、指定文化財候補としてふさわしいものでありますことから、郡山市文化財保護審議会へ諮問したいと考えております。説明は以上でございます。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

（なし）

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
「議案第38号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

教 育 長 御異議なしと認めます。
よって、「議案第38号」については、原案のとおり決しました。
次に「6 各課報告」に入ります。はじめに、項目の1番、生涯学習課の
案件について、事務局の説明を求めます。

（「2024年郡山市ハタチのつどい」の開催について」及び「富久山総合
学習センター別館オープンについて」説明）

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

藤 田 委 員 ハタチのつどいについてですが、市外に住民登録をしている方へ参加方
法をどのように伝えるのでしょうか。

生涯学習課長 既に着物の予約がある方からいつどこで行うのか問合せがありました。
参加方法については、ウェブサイトに掲示しておりまして、定例記者会見
でも報道の方へお知らせします。また、広報こおりやまにも掲載する予定
です。電話、メール等でお問い合わせいただければ口頭で説明いたします
が、ウェブサイト上に申込みのサイトがございますので、こちらから入力
いただくようお知らせしたいと考えております。

藤 田 委 員 過去にウェブサイトでの申込みのような仕組みがない時は、実家にお知
らせ等が届いていたのでしょうか。

生涯学習課長 住民登録がある方にのみお手紙が届きます。進学、就職等で市外に住民登
録がある方で、成人式に参加したい方からは、お問い合わせいただいており
ました。今は、ウェブサイト上の申込みのサイトに入力いただければ、お手
紙が届くようにしておりますが、以前は、御家族、御自分で窓口で申込みを
行っていたと思います。

藤 田 委 員 現代であれば、自分で検索できる能力がありますし、地元の友人から聞き、
参加することが可能だと思いますので、問題はありますが、参加者が自
分から申込みを行うものですので、周知の方法が別であればと思いました。

教 育 長 昨年度も同様の方法で行ったのでしょうか。

生涯学習課長 昨年度と同じです。

藤田委員 参加登録を行わず、当日会場に来てしまった方にはどのように対応するのでしょうか。

生涯学習課長 当日いらっしゃっても、参加することができます。オリジナルウェブサイトがあるのですが、このサイトが対象の方のみアクセスできることとなっております。このサイトにアクセスするためには、ID とパスワードが必要となっております。この ID とパスワードが参加者に送るはがきに記載されております。当日いらっしゃっても、その場ではがきをお渡しします。

教育長 その他、御意見等はありませんでしょうか。

田中委員 今回は、二度に分けるわけではなく、一度に開催するのでしょうか。

生涯学習課長 一度に行います。コロナ禍の時に、二度に分けて開催しました。中学校区で二度に分けたことで、前の会の対象者が高校の同級生に会うために次の会を待つ、次の会の対象者が前の会の対象者に会うために前の会の時に来るといったことになりました。コロナ対策のために、二度に分けたのですが、結局密になってしまったことがありました。昨年は、ビックパレットの全面を使用し、短時間に、一度に行うこととしました。今年度も昨年度と同じく行いたいと考えております。マスクの着用は奨励し、消毒薬等も設置する予定です。

教育長 教育委員の皆様は、「2024年郡山市ハタチのつどい」に出席するという予定でよろしいでしょうか。

生涯学習課長 招待状を差し上げる予定でございます。

教育長 その他、御意見等はありませんでしょうか。

(なし)

教育長 次に、項目の2番、中央図書館の案件について、事務局の説明を求めます。

(「公共施設駐車場整備のための用地取得について」説明)

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

阿部職務代理者 建物がいくつかありますが、これは取壊しの上、購入するのでしょうか。

中央図書館長 地権者との交渉によりますため、明確に申し上げられませんが、更地で購入することが一般的と考えております。

阿部職務代理者 所有者は単独でしょうか、複数でしょうか。

中央図書館長 対象の土地の上に、住宅と納屋が3棟ございますが、土地と建物すべて同じ所有者です。交渉相手は1人となります。

教 育 長 その他、御意見等がありますでしょうか。

(なし)

教 育 長 次に、項目の3番、美術館の案件について、事務局の説明を求めます。

(「企画展「土橋醇 パリ、湖南 一幻想を追ってー」」、「企画展「酒と醸す美術」」、「鑑賞学習対応(10月10日~11月2日分)」、「ワークショップ」及び「部内他社会教育施設との連携事業」説明)

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 次に、項目の4番、学校教育推進課の案件について、事務局の説明を求めます。

(「通学区域の弾力的運用制度(隣接区域選択制・特認校制)申請状況について」説明)

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 次に、項目の5番、教育研修センターの案件について、事務局の説明を求めます。

(「令和5年度10月教職員研修の実施状況」説明)

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 次に、項目の6番、総合教育支援センターの案件について、事務局の説明を求めます。

(「令和5年度9月(上半期)不登校調査結果報告」説明)

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

見 越 委 員 不登校でしたが、通学できるようになった児童生徒の数は把握しているのでしょうか。

総合教育支援センター所長 資料の「改善傾向者数」がその数です。9月末現在で、小学校は8名、中学校は16名となっております。この「改善傾向者数」とは、学校に復帰した数と復帰傾向にある数となります。「復帰傾向にある数」とは、担任の先生とつながった、毎日ではないが少しずつ学校に通うことができるようになった、学校の分室に通うことができるようになったという傾向を示す数となります。

見 越 委 員 小学校から中学校に進学した際に不登校が改善した児童生徒の数は把握しているのでしょうか。

総合教育支援センター所長 この資料には掲載しておりませんが、把握しております。

教 育 長 その他、御意見等はありませんでしょうか。

藤田委員 不登校にも様々なケースがあります。必ずしも悪いものばかりではありません。コミュニケーションが難しいため、リアルな授業を受けることはできませんが、オンラインの授業は生き生きと受けることができる子は、必ずしも不登校のため改善しなければならないわけではありません。このようなケースを分けて、把握することは可能でしょうか。

総合教育支援センター所長 不登校の児童生徒の1人1人の傾向は学校も、我々も把握しております。

藤田委員 コミュニケーションが難しいため学校に通うことはできないが、オンラインで授業を受けることができる子は、不登校と別枠に考えてもいいのではないかと個人的には考えております。区分けが難しくなるため、必ず別枠にしてくださいとは申しませんが、不登校にも様々なタイプがあることを考慮していただきたいと思います。

教育長 その他、御意見等はありませんでしょうか。

田中委員 資料の「要保」と「準保」とはどのような意味でしょうか。

総合教育支援センター所長 「要保」とは生活保護を受けていることで、「準保」とは学用品等一部生活の保護を受けていることです。

教育長 その他、御意見等はありませんでしょうか。

今泉委員 資料の「小中学校を合わせた不登校要因の割合」で「人間関係」とあります。友人、先生、家族等の関係でどの割合が多いのでしょうか。

総合教育支援センター所長 割合は把握しておりませんが、人間関係につきましては、学校からの不登校状況調では詳しく書かれておりますので、1人1人の状況を把握することはできます。この項目は、文部科学省に報告する項目となっておりますので、「人間関係」の割合としております。

教育長 その他、御意見等はありませんでしょうか。

(なし)

教 育 長 次に、項目の7番、こども政策課の案件について、事務局の説明を求め
ます。

(「郡山市放課後児童クラブ 指定管理者の指定について」及び「郡
山市放課後児童クラブの施設整備について」説明)

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

阿部職務代理者 株式会社明日葉が全クラブの管理運営を行います。児童クラブはいくつ
あるのでしょうか。指定管理者と保護者のやりとり、例えば、児童クラブ内
で児童がけんかをした場合、個別のトラブルの対応については、指定管理者
で行うのでしょうか。市が介入する場面も想定されるのでしょうか。

こども政策課長 海老根小学校のみ需要がないため、市内の51校のうち50校に85クラブ
を設置しております。第一義的には指定管理者が窓口となりますが、設置者
が郡山市であるため、管理運営を確認しながら引き続き責任をもって関わっ
ていきたいと考えております。

藤 田 委 員 児童クラブに指定管理者を導入する際に、人数が少ないため不採算とな
る児童クラブがでてくると思い御質問したところ、「不採算のため閉所する
ことは行いませんし、設置者が郡山市であるため、郡山市が責任をもって対
応する」という話を伺いました。実際、指定管理者が決まった段階で、採算
がとれにくい児童クラブについては、株式会社明日葉がトータルで採算をと
れるような形で管理するのか、あるいは不採算である児童クラブについては、
設置者である郡山市から補填があるのか、概要で構いませんので教えてくだ
さい。

こども政策課長 指定管理料として、債務負担行為を設定しているため、採算がとれにくい
児童クラブを閉所するという考えはございません。

藤 田 委 員 リスクが高いアレルギー対応についてですが、現状お菓子については、学
校と連携をとりながら、アレルギーがある子は、自宅から持参してくださ
いというシステムになっております。今後民間事業者が管理運営を行う中
で、個人情報簡単に学校から民間事業者提供するわけにはいかないと
思いますが、アレルギーに象徴されるような健康状態の情報の伝達はどの
ように行うのでしょうか。

こども政策課長 アレルギー等の健康状態の情報は、学校から事業者を提供されるわけではなく、入所の申出をいただく際に、保護者から直接事業者に提供する形となっております。アレルギー等の確認も毎年、入所の申出をいただく際に確認させていただきます。

藤田委員 重度のアレルギー対応時のエピペンについてですが、学校に置いてある児童がほとんどで、市の管理であれば、学校から持ってくることもできることもありますが、民間に委託する場合は、別に児童クラブに持ってきてもらうような対応が必要になる可能性もあると思いますが、いかがでしょうか。

こども政策課長 民間に委託したことで、全く学校と関わりがなくなるわけではなく、学校との連携も必要と考えておりますので、引き続き児童生徒に関する情報の共有、学校との協力体制を構築していきたいと考えております。

藤田委員 児童クラブでのトラブル、健康安全については重要な問題ですので、様々なケースを予測し備える等、しっかり対応いただければと思います。

教 育 長 その他、御意見等はありませんでしょうか。

(なし)

教 育 長 各課の報告が終了しましたので、先ほど非公開としました議事の審議に入ります。本日は、傍聴人がおりませんので直ちに審議に入ります。

(「議案第33号」「議案第34号」「議案第35号」「議案第36号」「議案第37号」「その他(1)」「その他(2)」の案件を非公開で審議し、全会一致で原案のとおり承認。)

教 育 長 本定例会に提出された案件は以上となります。その他、委員の皆様から御意見等ありますか。

(なし)

教 育 長 ないようですので、以上で郡山市教育委員会令和5年11月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後4時20分